

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大橋通り～県庁前交差点車線運用見直しに関する新聞広告掲載作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 岡本 雅之 高知県高知市江陽町2-2
契約締結日	令和 4年 1月28日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)高知新聞社 営業局 高知市本町3-2-15
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,006,500-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,006,500-
随意契約によることとした理由	<p>本作業は既存メディア（新聞）を活用し、大橋通り～県庁前交差点車線運用見直しを実施するにあたり、周知を行うものである。</p> <p>本作業では新聞社が、①メディアとして十分な実績を有していること、②市民からの信頼感が大きいこと、③高知県内全域を対象地域としていること、④購買者の年齢層が幅広いこと等が求められる。</p> <p>高知県内で発行されている各新聞社の新聞紙の県内発行部数と広告料金を比較検討した結果、(株)高知新聞社発行の「高知新聞」は、新聞1部あたりの広告価格が時価と比較して著しく有利であり、県内発行部数占有率も高く、十分な広報効果が期待できるため、本役務の目的を達成するために最も有利である。</p> <p>よって、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号ロの規定に基づき(株)高知新聞社と随意契約を行うものである。</p>
備考	